

確定申告のお知らせ

◇確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。確定申告会場（2月16日（月）～3月16日（月））での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

«確定申告はこちら»

作成コーナー



«国税庁LINE公式アカウント»



令和8年度国民健康保険税の税率を見直します

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和9年度までに賦課方式を現在の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）へ、かつ税率を県が提示する市町村標準保険税率どおりに見直す必要があります。

一度に見直しを行うと加入者の負担が大きく変わってしまうことから、令和8・9年度で段階的に見直しを行っていく方針です。

令和8年度は次のとおり税率を見直しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	R 7	R 8	R 7	R 8	R 7	R 8
所得割（所得に対して）	6.52%	8.00%	2.06%	2.60%	1.91%	2.30%
資産割（固定資産税に対して）	16.0%	8.0%	—	—	—	—
均等割（加入者1人あたり）	26,100円	39,300円	11,300円	14,300円	11,900円	14,800円
平等割（1世帯あたり）	5,300円	2,600円	—	—	—	—

令和9年度税率が県の提示する市町村標準保険税率となるように、所得割と均等割は引き上げを、資産割と平等割は引き下げを段階的に行いました。

ほとんどの世帯が増額し、世帯の方の年齢や所得額、所有の固定資産税額が一定の条件にあてはまる一部の世帯は減額または増減なしと想定されます。

【参考】埼玉県が示す令和7年度市町村標準保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.77%	2.72%	2.25%
資産割	—	—	—
均等割	47,654円	16,459円	16,223円
平等割	—	—	—

※市町村標準保険税率は毎年県が市町村ごとに算出しています。

また、令和8年度より「子ども・子育て支援金」制度が開始されます。税率等の詳細が決まり次第、改めて広報や町のホームページなどでお知らせします。

問合せ

税務会計課 課税担当 ☎ 66・3111 内線116

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます！

引っ越し際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引っ越しの他、ご自身と同一の世帯員の方の引っ越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

詳細は二次元コードを読み取っていただき、マイナポータルから詳細をご覧ください。
その他不明点につきましては、役場町民課へお問い合わせください。

引越し手続について | 引越し | マイナポータル

https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引越し手続オンラインサービス | デジタル庁

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service



問合せ

町民課 住民担当

☎ 66・3111 内線126